

# Harmony通信 2013.01

vol.95 URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-271-6751 fax:022-271-6758

新しい年が幸多き一年となりますよう、  
お祈りいたします。  
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成 25 年 1 月

Harmony 司法書士行政書士事務所  
Harmony 社会保険労務士事務所  
合同会社 Harmony

# 特集 今年も安全な職場づくりを～『職場の安全サイト』を活用しましょう

厚生労働省は、『職場のあんぜんサイト』を設け、情報提供を進めています。

このサイトでは、労働災害事例の検索ができるほか、安全衛生 KEYWORD 等を検索するページ、リスクアセスメント実施支援システム（[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)）もあります。

職場を安全に管理するのは、事業主の責務です。そして、万が一労働災害が発生すると、事業そのものに大きな影響を及ぼしかねません。事故の発生未然防止のために新年は『職場の安全点検』からはじめましょう。



リスクアセスメントとは、事業場にある  
 ① 危険性や有害性の特定  
 ② リスクの見積り  
 ③ 優先度の設定  
 ④ リスク低減措置の決定  
 の一連の手順をいい、事業者はその結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。

労働災害が発生すると事業所には**4つの責任**が問われるといわれています。

- ① 刑事上の責任…労働安全衛生法違反等：現場管理が法令上適切でなかった場合には刑事処分となる可能性有
- ② 民事上の責任…損害賠償責任の追及等：職場管理上の安全・健康配慮がなされていなければ多額賠償の可能性有
- ③ 行政上の責任…作業停止命令・機械停止命令・営業停止命令等：事業活動への影響は甚大となる可能性も有
- ④ 社会的な責任…企業の信用低下問題＝業務受注への影響→企業存続の問題へ発展する可能性も有  
 ⇒ 事業活動のために安全衛生管理は必要不可欠！

労働契約法 第5条（労働者の安全への配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

## TOPIX

### ●若者の就業を支援した企業に助成金を支給へ

政府は、今年度の補正予算案に「若者・子育て支援」として2,200億円を盛り込み、企業が失業中や非正規社員の経験しかない若者を雇用して職業訓練を実施した場合に、1人当たり月15万円、さらに正社員にすれば年50万円をそれぞれ最長2年間支給する仕組みを創設する方針を示しました。

→（門田より）大々的に取り上げられました。同様の施策として従来あった「トライアル雇用」制度に比べ、支給額は大幅に増加します。制度内容がはっきりしましたら、改めてお知らせします。

### ●wM（だぶりゅえむ）へひとことを寄せました

公益財団法人せんだい男女共同参画財団が発行する定期誌へ昨年開催された日本女性会議の概要が掲載され、門田陽子が一言を寄せました。今回のwMではワークライフバランスのセミナー記録や両立支援の施策等の情報が大変わかりやすく記事化されています。ニュースに同封してお送りしますので、是非ご一読ください。



ご挨拶

11月に当事務所へ入所いたしました、松尾千晴と申します。九州出身で11月に関東より転居し仙台市民となりました。東北の地は初めてで、又、仕事も初めての業種で、新鮮な気持ちで日々の仕事に奮闘しております。皆さまのお役にたてるよう精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 編集後記

新しい1年が始まりました。今年も皆様と共に、丁寧に、確実に、業務を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

12月に続き、安全管理に関する情報を特集しました。昨年は、私たちが関わる皆様の事業所でも労働災害が多い1年だったように思います。中には長期療養を余儀なくされるケースもありました。労働災害はまさに「後悔先に立たず」、後で「ああしておけばよかった」「こうしておけばよかった」と思っても、ご本人の痛みが消えてなくなるものではありません。新年にあたり、安全について皆さまと一緒にもう一度、考え、取り組む機会を設けたいと思っています。リスクアセスメントは、職場の危険リスクを特定し、優先度を決めて「災害の芽を摘んで」いくものです。ぜひサイトを開いてみて下さい。今年は1日も多く無事故の日があることを願ってやみません。

## Harmony通信 2013.1

#発行：2013年1月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony 司法書士事務所  
 Harmony 社会保険労務士事務所  
 Harmony 行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

